

常任委員会及び予算・決算特別委員会 局別審査への区長の出席に関する理事会協議結果

1 出席要請の対象となる案件

(1) 常任委員会

議案・請願・陳情の審査、当局からの報告事項及び委員会の所管事項

(2) 予算・決算特別委員会局別審査

区配事業に係る区の執行状況、局事業に係る地域の状況等

2 出席要請の手続等

(1) 常任委員会

- ・委員は、区長出席を要請する際は、事前に委員長に申し出るものとする（区長名、案件、目的）。
- ・区長出席の要否は、正副委員長の協議に基づく。

(2) 予算・決算特別委員会局別審査

- ・委員は、区長出席を要請する際は、事前に委員長（委員長予定者）に申し出るものとし（区長名、案件、目的）、出席要請の申し出は、原則として出席日の6日前（市の休日は除く。）までとする。
- ・区長出席の要否は、正副委員長の協議に基づく。

3 その他

- (1) 区長出席を要請する際は、区長の主たる業務である地域対応等に支障を来たさないよう配慮する。なお、区長が出席できない場合は、要請案件の内容により、部長級以上の職員が出席するものとする。
- (2) 予算・決算特別委員会の市民局審査、及び、予算の審査委嘱をされた市民局審査の常任委員会における、区長会議の議長区・幹事区の区長の出席については、従来どおりとする。

<参考>

○横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会報告書（抜粋）

現行制度において議会が区に関与する仕組みについて協議した結果、

- 1 常任委員会の審査においては、必要に応じ委員会として区長の出席を求めた場合、当該区長は、説明員として出席する扱いとすることを全会一致をもって決定した。
- 2 予算・決算特別委員会の局別審査においては、局から区への予算、事業もあることから、区長の出席を求める通告があった場合、当該区長は、説明員として出席する扱いとすることを全会一致をもって決定した。

○横浜市議会基本条例（抜粋）

第22条

- 3 常任委員会及び特別委員会は、議案等の審査又はその部門に属する事務に関する調査において必要があると認めるときは、関係する区長の出席を求めることができるものとする。